

# 青森県報

号外第九十号

平成二十八年  
十月三十一日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

休猟区の指定……………(自然保護課) ……一  
特定猟具使用禁止区域の指定……………( 同 ) ……三

## 告 示

青森県告示第六百八十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名 称 太田休猟区
- 二 区 域

五所川原市太田地内市道相内太田鏡線と五所川原市と中泊町の市町界との交点を起点とし、同点から同市町界を北東に進み国有林津軽森林管理署金木支署五〇二林班の林班界との交点に至り、同点から民有林と国有林との境界を北西に進み林道長根山線との交点に至り、同点から同林道を南に進み市道太田桂川線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道相内太田川鏡線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る区域及び国有林津軽森林管理署金木支署五〇二林班から五三一林班までと五三五林班の区域一円。(図面は別図一のとおり)

3 存続期間

平成二十八年十一月一日から

平成三十一年十月三十一日まで

- 二 一 名 称 黒崎休猟区
- 二 区 域

西津軽郡深浦町大字松神地内国道一〇一号と濁川左岸との交点を起点とし、同点から同河川左岸を東に進み国有林津軽森林管理署三〇八二林班と三〇八三林班との林班界との交点に至り、同点から同国有林と民有林との境界を東に進み白神川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を西に進み国道一〇一号との交点に至り、同点から同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域及び国有林津軽森林管理署三〇八六林班から三〇九〇林班までの区域一円。(図面は別図一のとおり)

- 3 存続期間

平成二十八年十一月一日から

平成三十一年十月三十一日まで

- 三 一 名 称 棺森休猟区
- 二 区 域

弘前市大字湯口地内国有林津軽森林管理署三四一林班から三六九林班までの区域一円。(図面は別図三のとおり)

- 3 存続期間

平成二十八年十一月一日から

平成三十一年十月三十一日まで

- 四 一 名 称 切明休猟区
- 二 区 域

平川市葛川地内国道一〇二号と市道井戸沢大木平線との交点を起点とし、同点から同市道を南東に進み市道切明温川沢一〇二号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道切明温川沢一〇一号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道切明温川沢線一三三号線との交点に至り、同点から同国有林一〇一〇一林班、一〇一〇二林班の各林班界を南西に進み市道切明坂本温川沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道葛川切明線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み国道一〇二号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域から葛川鳥獣保護区の区域を除いた区域一円。(図面は別図四のとおり)

- 3 存続期間

平成二十八年十一月一日から

平成三十一年十月三十一日まで

五 1 名 称 高野新田休獵区

2 区 域

南津軽郡大鰐町大字居土地内国有林津軽森林管理署五二二林班から五三九林班までの区域一円。(図面は別図五のとおり)

3 存続期間

平成二十八年十一月一日から

平成三十一年十月三十一日まで

六 1 名 称 後潟休獵区

2 区 域

青森市大字後潟地内後潟山国有林青森森林管理署七五八林班から七七五林班までの区域一円。(図面は別図六のとおり)

3 存続期間

平成二十八年十一月一日から

平成三十一年十月三十一日まで

七 1 名 称 孫内休獵区

2 区 域

青森市と青森市浪岡との大字界と国道七号との交点を起点とし、同点から国道道を北東に進み県道鶴ヶ坂千刈線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み市道鶴ヶ坂内線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道高田孫内線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道高田孫内線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み青森空港有料道路との交点に至り、同点から同有料道路を南西に進み青森市と青森市浪岡との大字界との交点に至り、同点から同大字界と北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図七のとおり)

3 存続期間

平成二十八年十一月一日から

平成三十一年十月三十一日まで

八 1 名 称 大畑野休獵区

2 区 域

十和田市大字法量字大畑野地内市道片貝沢線と市道焼山線との交点を起点とし、同点から市道焼山線を東に進み道交集落と中川原集落の中間地点から南西に折れる歩道に入り、同歩道を西に進み市道道交仙ノ沢開拓線との交点に至り、同点から

同市道を西に進み仙ノ沢開拓集落から市道立石栃久保線に至る歩道を進み市道

焼山線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区

域一円。(図面は別図八のとおり)

3 存続期間

平成二十八年十一月一日から

平成三十一年十月三十一日まで

九 1 名 称 折茂休獵区

2 区 域

上北郡六戸町大字犬落瀬字岡沼地内県道折茂上北町停車場線と町道沖山岡沼線との交点を起点とし、同点から同県道を南東に進み主要地方道三沢十和田線との交点に至り、同点から同地方道を西に進み県道折茂上北町停車場線との交点に至り、同点から同県道を南に進み国道四五号との交点に至り、同点から同国道を西に進み十和田市大字相坂地内の市道高清水儀兵平線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道高清水一号线との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道高清水大下内線との交点に至り、同点から同市道を北に進み町道第一大原豊岡線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道沖山岡沼線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図九のとおり)

3 存続期間

平成二十八年十一月一日から

平成三十一年十月三十一日まで

十 1 名 称 蒲野沢休獵区

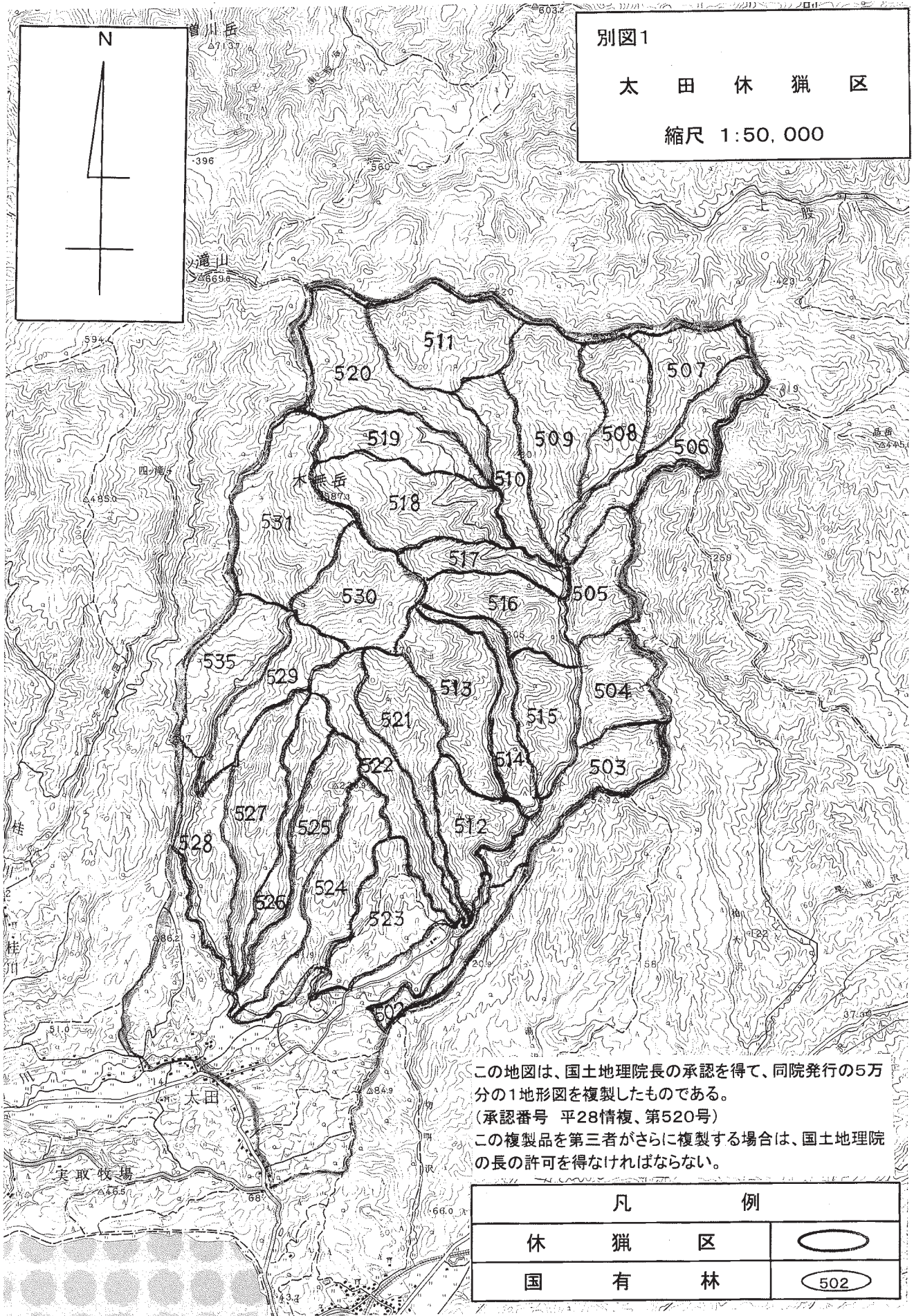
2 区 域

下北郡東通村大字釜ノ平地内県道むつ尻屋崎線と村道古野牛川野牛線との交点を起点とし、同点から同村道を南に進み村道野牛猿ヶ森線との交点に至り、同点から同村道を南に進み県道尻野小田野沢線との交点に至り、同点から同村道を南に進み村道猿ヶ森蒲野沢線との交点に至り、同点から同村道を西に進み村道石持砂子又線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み田名部川との交点に至り、同点から同川左岸を北西に進み県道むつ尻屋崎線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図十のとおり)

3 存続期間


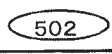
平成二十八年十一月一日から

平成三十一年十月三十一日まで

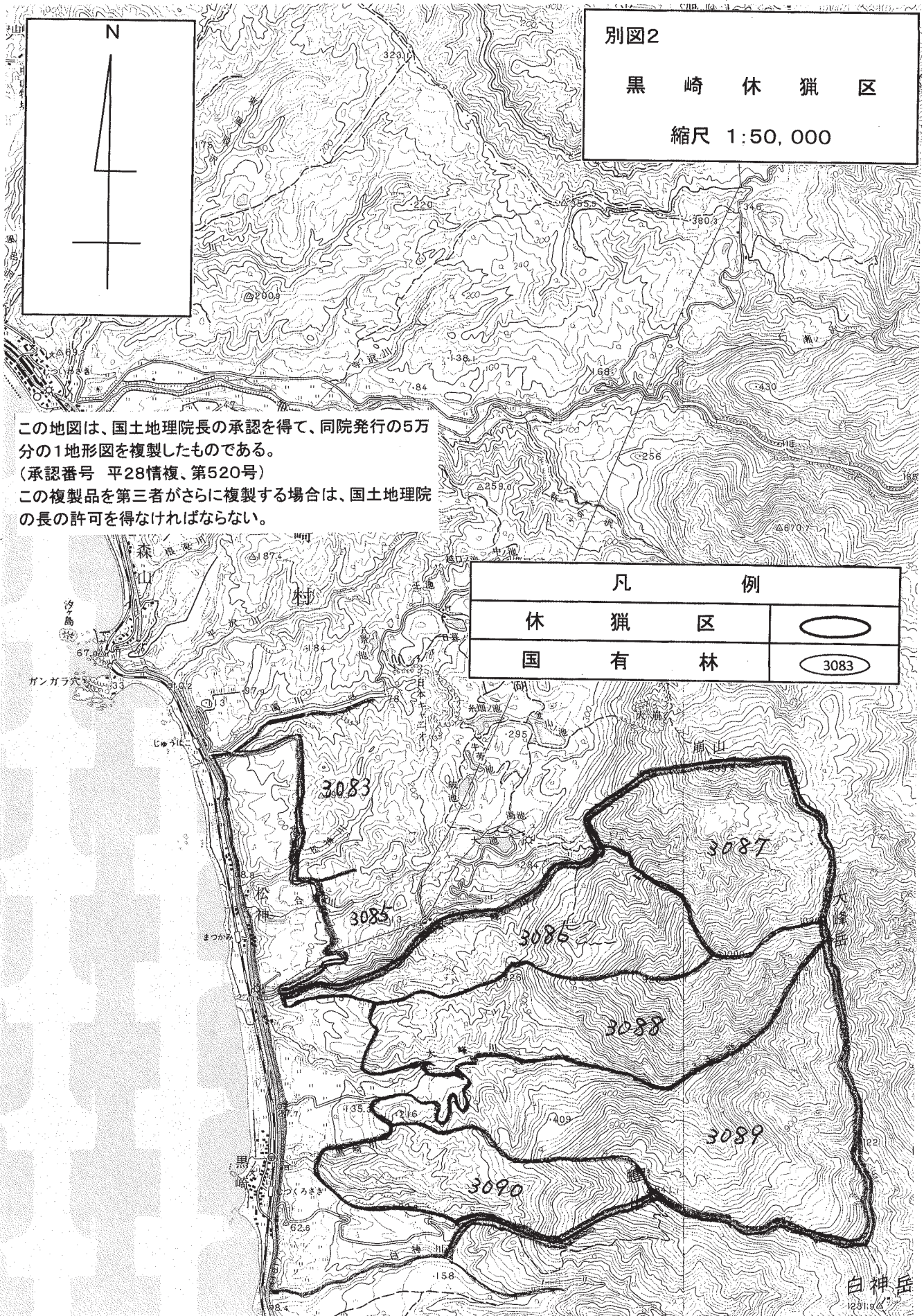


別図1  
太 田 休 猟 区  
縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
(承認番号 平28情複、第520号)  
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	





別図2

黒崎休猟区

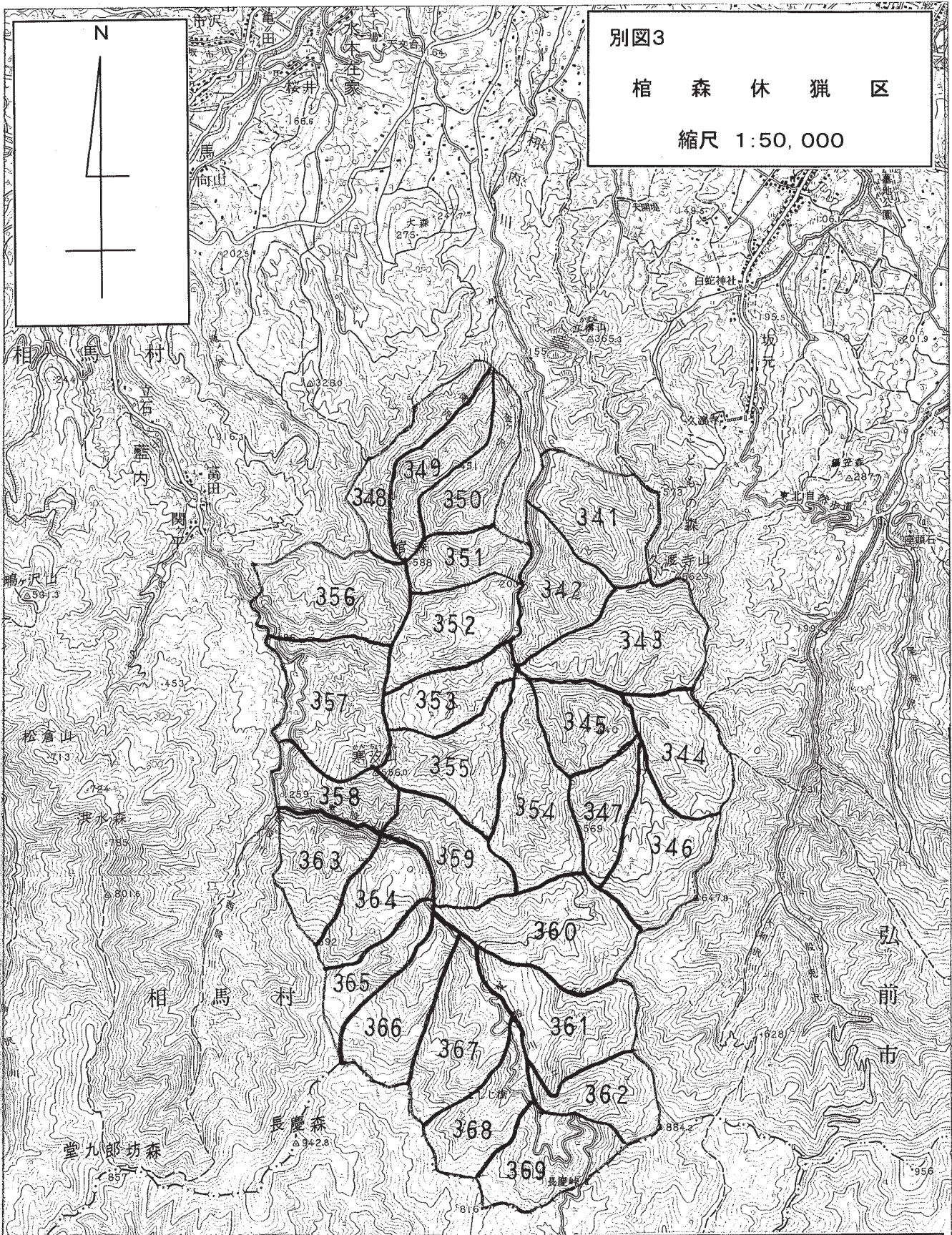
縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平28情複、第520号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	

白神岳  
1231.8




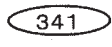


別図3

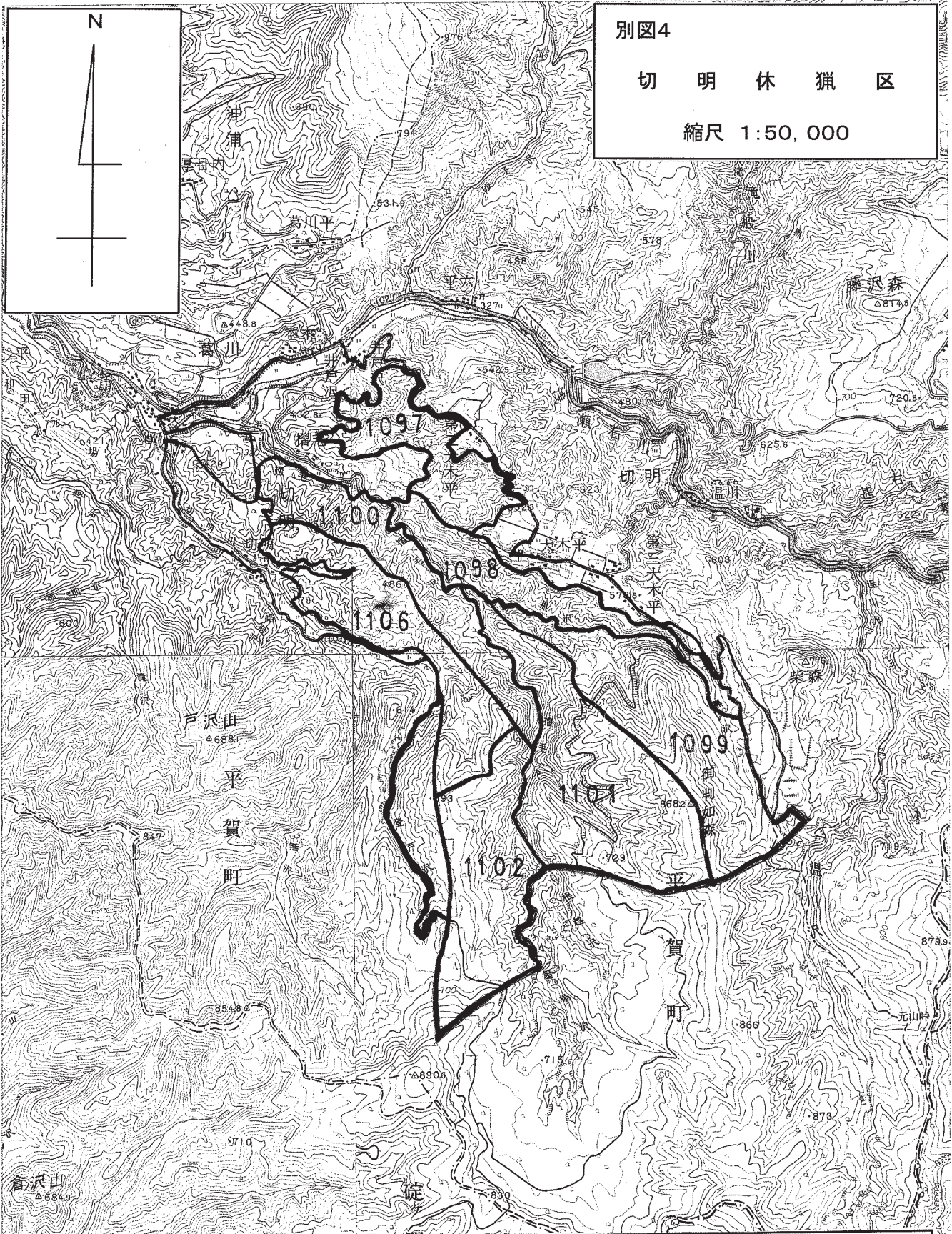
棺 森 休 猟 区

縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平28情複、第520号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。


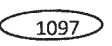
凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	





別図4  
切明休猟区  
縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
(承認番号 平28情複、第520号)  
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

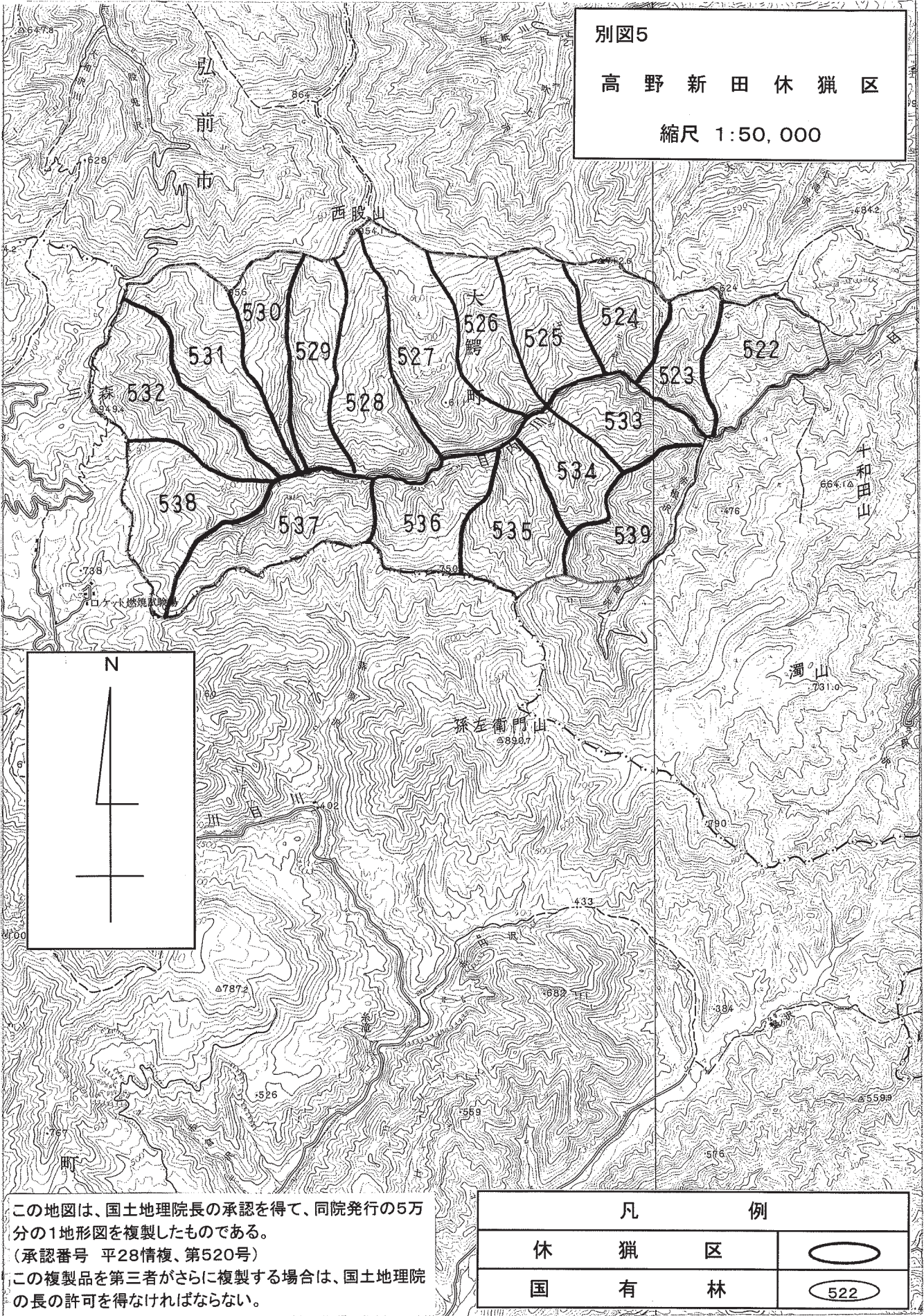
凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	



別図5

高野新田休猟区

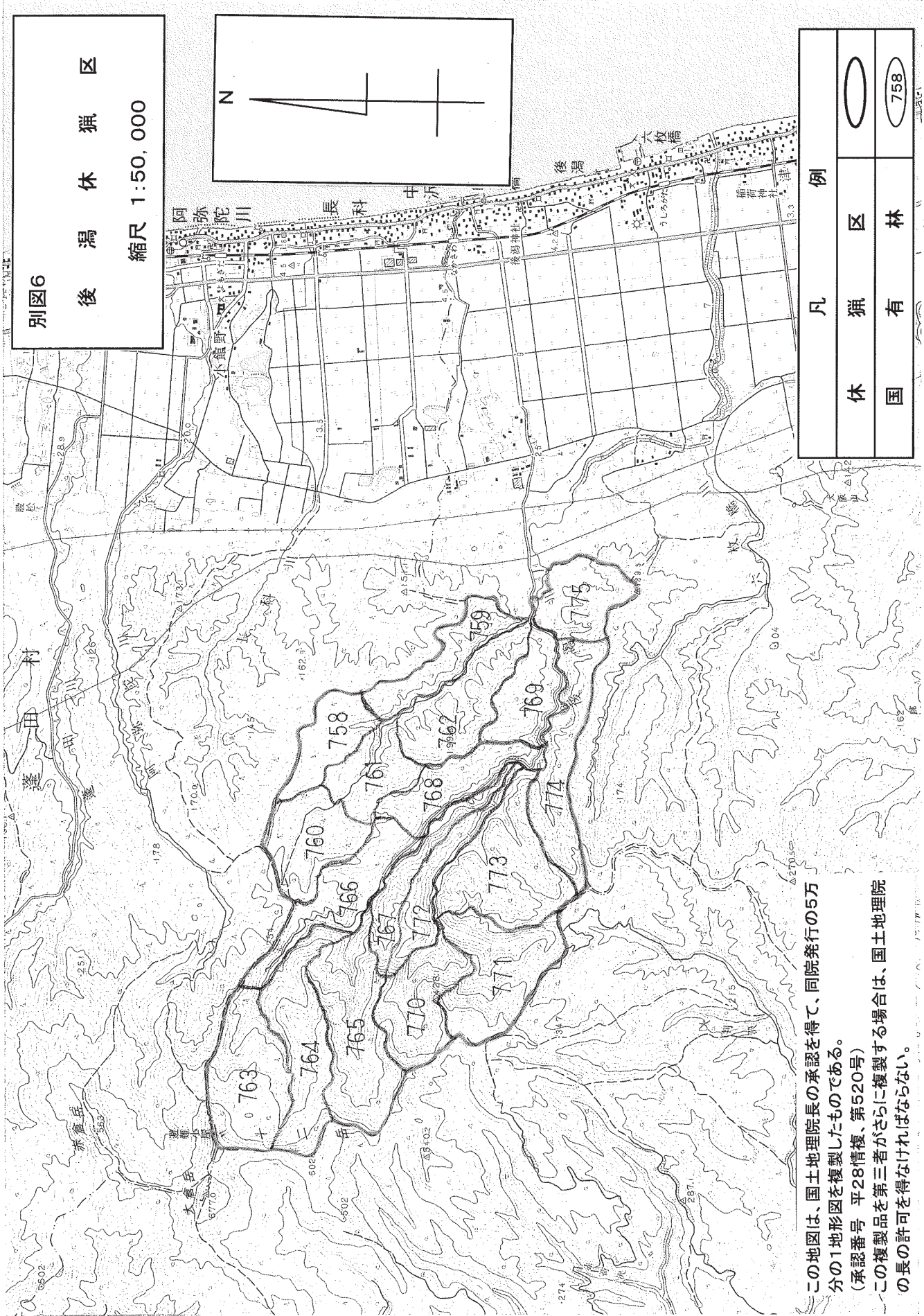
縮尺 1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平28情複、第520号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡 例	
休 獵 区	
国 有 林	



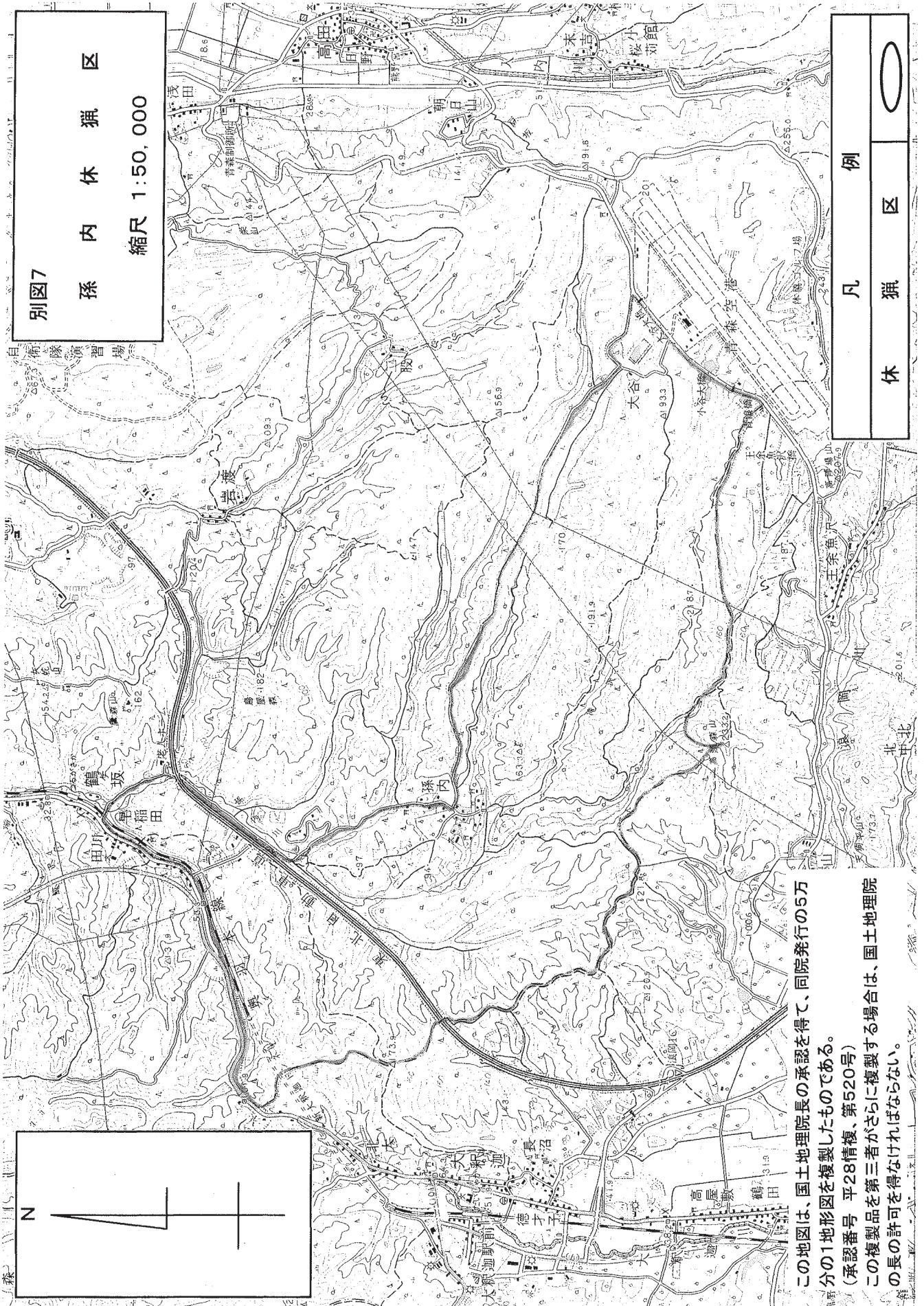


別図6  
後潟休猟区  
縮尺 1:50,000

例	
休猟区	○
国有林	○758

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平28情複、第520号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院長の許可を得なければならない。





例
休 獵 区
○

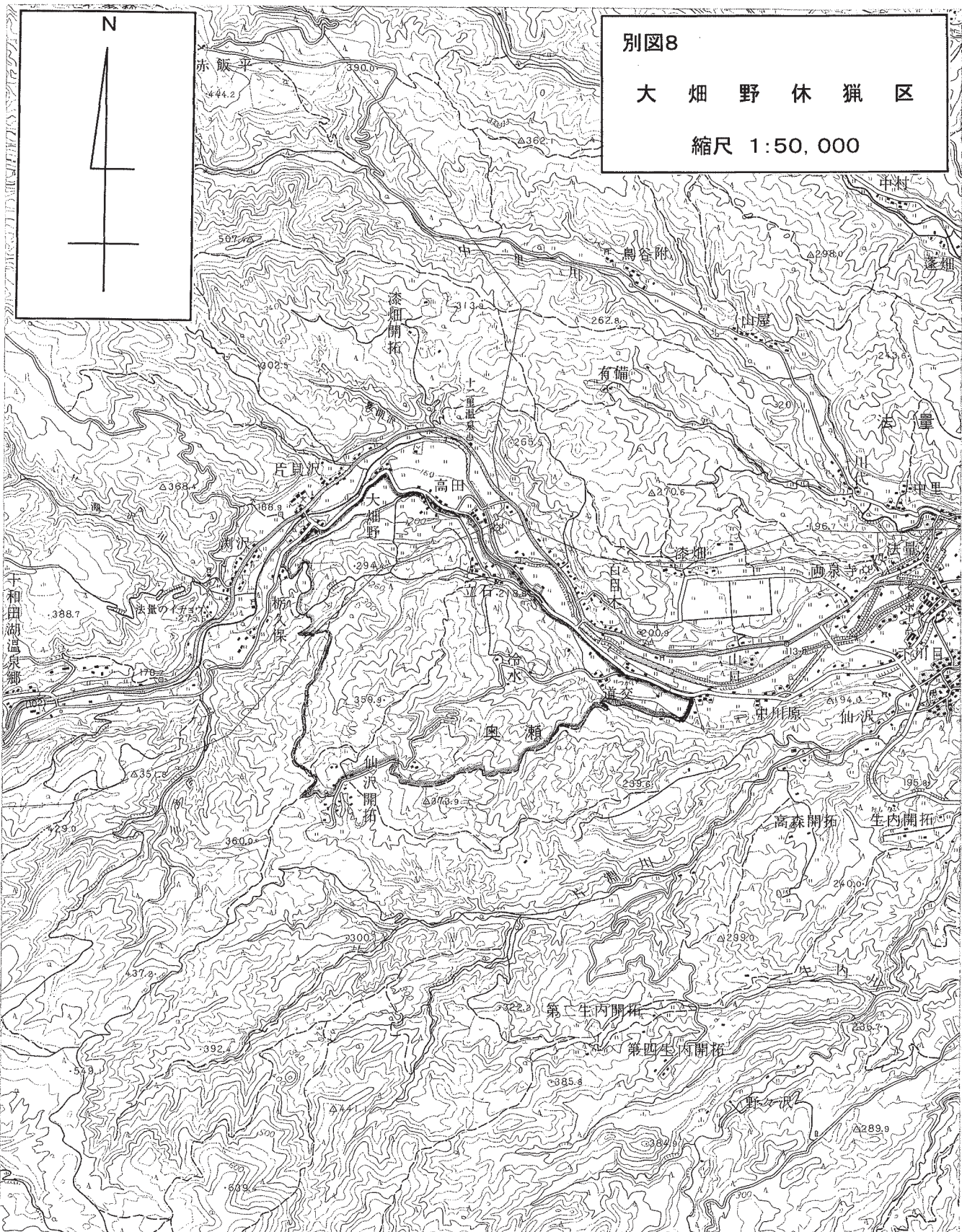
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万  
分の1地形図を複製したものである。  
(承認番号 平28情複、第520号)  
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院  
の長の許可を得なければならない。



別図8

大畑野休猟区

縮尺 1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平28情複、第520号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡 例	
休 猟 区	





別図9

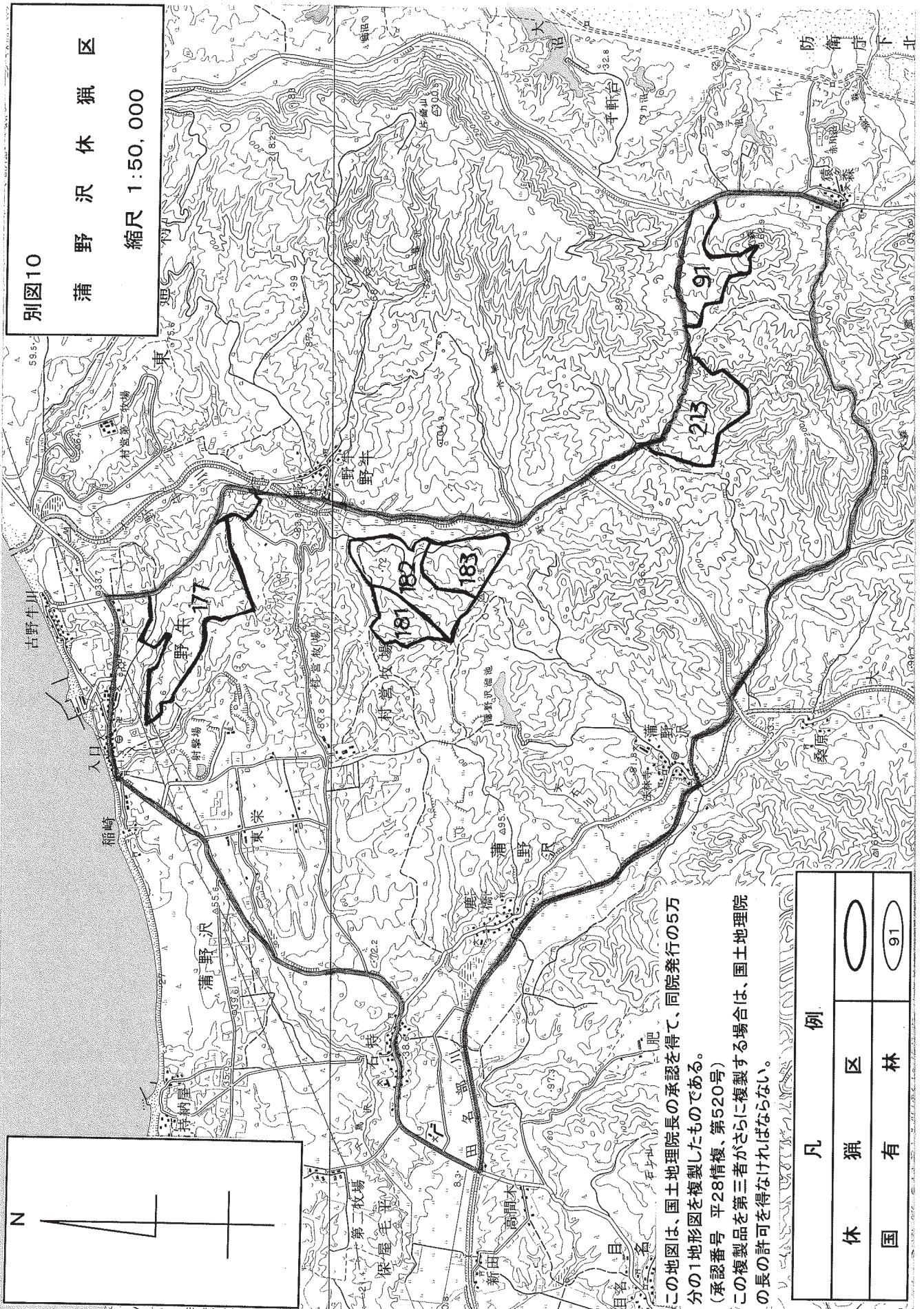
折 茂 休 獵 区

縮尺 1:50,000

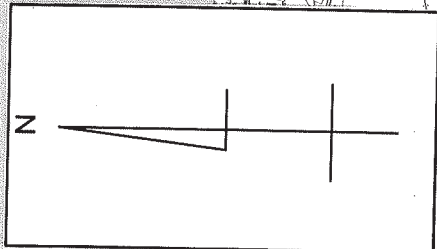
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平28情複、第520号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡 例	
休 獵 区	





別図10  
蒲野沢休猟区  
縮尺 1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平28情復、第520号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡 例	
休 獵 区	○
国 有 林	○ 91



青森県告示第六百八十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名 称 松陽特定猟具使用禁止区域（銃猟）

2 区 域

十和田市大字八斗沢字八斗沢地内の市道八斗沢牛鍵線と市道立崎八斗沢線との交点を起点とし、同点から同市道を北西に進み県道上野十和田線との交点に至り、同点から同県道を北に進み農道砂土路五号線との交点に至り、同点から同農道を北東に進み市道八斗沢牛鍵線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道大下内松陽小学校線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道大下内早坂線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道高清水・大下内線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道清水・東栄一号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道八斗沢牛鍵線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図一のとおり）

3 存続期間

平成二十八年十一月一日から

平成三十八年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

二 名 称 三沢南部特定猟具使用禁止区域（銃猟）

2 区 域

三沢市南町地内の市道南町・松原線と市道一〇二号線との交点を起点とし、同点から市道一〇二号線を北に進み県道大町三沢線との交点に至り、同点から同県道を東に進み市道岡三沢・下田線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道堀口五号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道三二五号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道三三一号線との交点に至り、同点から

同市道を東に進み市道三三二号線との交点に至り、同点から北に進み同市道並びに市道三七三号線、及び市道三七四号線を経て、主要地方道三沢十和田線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み国道三三八号との交点に至り、同点から同国道を南に進み三沢市とおいらせ町との市町界の交点に至り、同点から同市町界を西に進み市道南町・松原線に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図二のとおり）

3 存続期間

平成二十八年十一月一日から

平成三十八年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

三 名 称 田名部特定猟具使用禁止区域（銃猟）

2 区 域

むつ市大字田名部字小平館地内国道二七九号と市道田名部大和線との交点を起点とし、同点から同市道を東に進み旧下北交通大畑線との交点に至り、同点から同線を南西に進み女館川右岸との交点に至り、同点から同川の右岸を南東に進み田名部川右岸との交点に至り、同点から同川の右岸を南に進み新田名部川右岸分岐点に至り、同点から同川の右岸を南西に進み国道二七九号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み県道赤川下北停車場線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み市道下北停車場線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み県道海老川新町線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み市道金谷緑町線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道三三八号との交点に至り、同点から同国道を東に進み国道二七九号との交点に至り、同点から同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図三のとおり）

3 存続期間

平成二十八年十一月一日から

平成三十八年十月三十一日まで

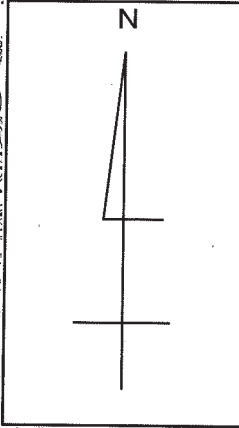
4 禁止に係る特定猟具の種類

銃





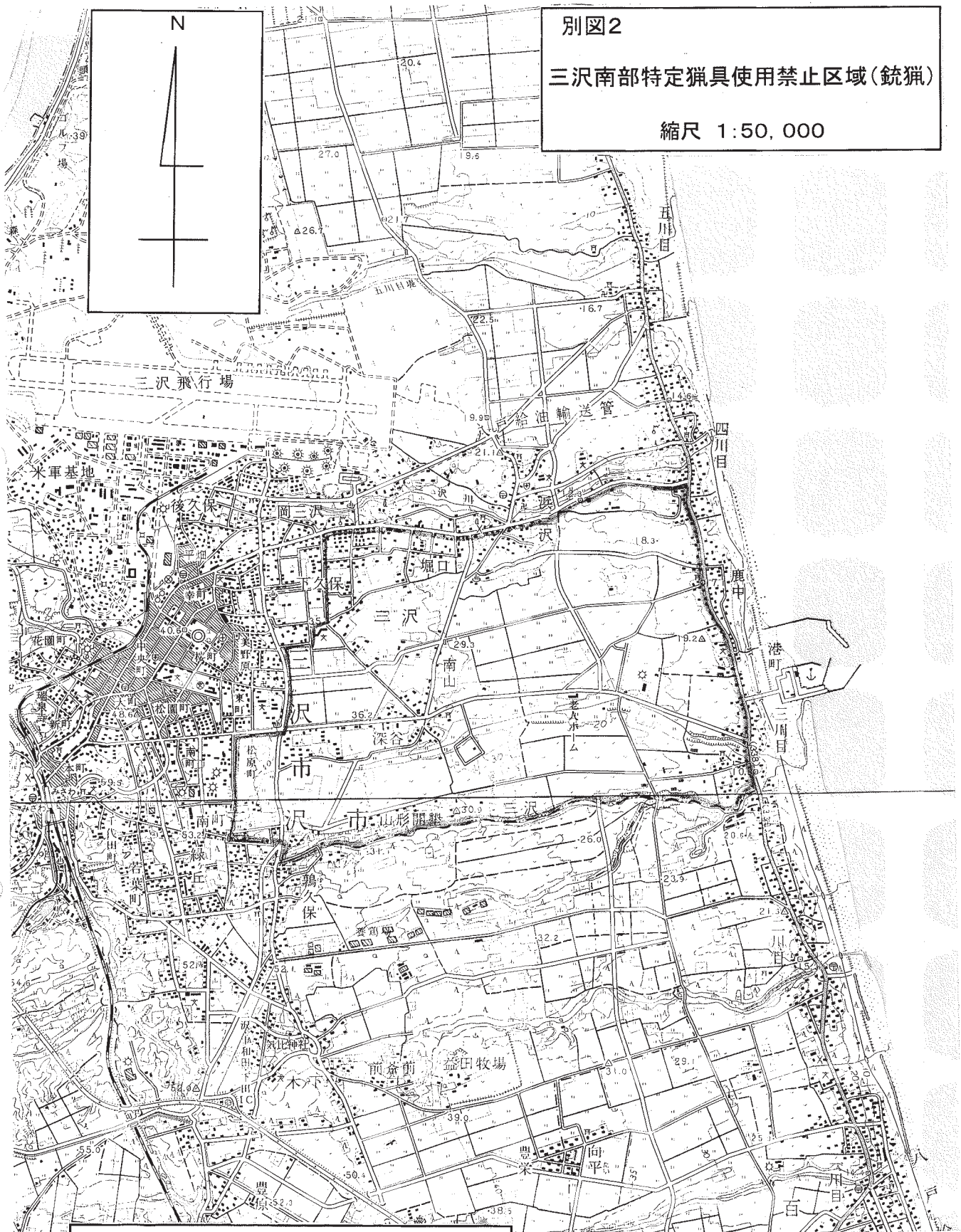
別図1  
 松陽特定猟具使用禁止区域(銃獵)  
 縮尺 1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平28情複、第520号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院長の許可を得なければならない。

凡	例
特定猟具使用禁止区域(銃)	



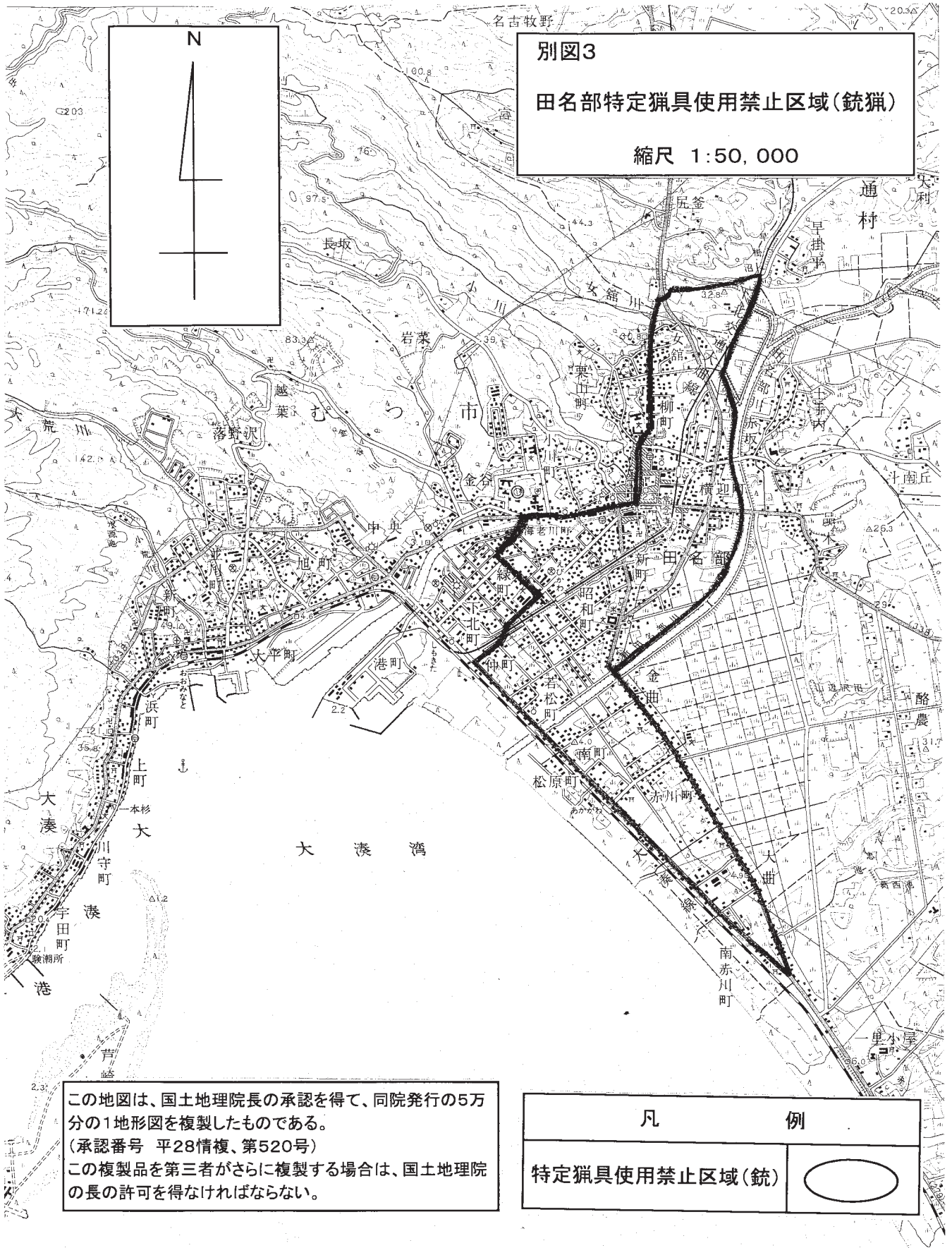


別図2  
 三沢南部特定猟具使用禁止区域(銃猟)  
 縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平28情複、第520号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡	例
特定猟具使用禁止区域(銃)	





別図3  
 田名部特定猟具使用禁止区域(銃猟)  
 縮尺 1:50,000

(発行所・発行人)  
 青森市長島二丁目一番一号  
 青森県  
 (印刷所・販売人)  
 青森市第一問屋町二丁目番七七号  
 東奥印刷株式会社  
 毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十五円四十四銭

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平28情複、第520号)  
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

凡	例
特定猟具使用禁止区域(銃)	